

議案第7号 令和8年度大津市介護保険事業特別会計予算について

それでは、議案第7号、令和8年度大津市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

第1条に歳入歳出予算の総額を定めています。

歳入歳出それぞれ345億6千800万円を予算計上しております。

それでは、内容につきまして令和8年度大津市介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

302ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、第1号被保険者の保険料であり、現年度分普通徴収保険料、現年度分特別徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料です。

款2使用料及び手数料、項1総務手数料、目1督促手数料は、第1号被保険者の普通徴収に係る督促手数料等です。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、介

護給付費に対する国の負担金です。項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための交付金です。

目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金です。

目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、包括的支援事業及び任意事業に対する交付金です。

目 4 保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みに対する交付金です。

目 5 介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介護予防、健康づくりに関する取組みに対する交付金です。

304 ページをお願いいたします。

目 6 介護保険事業費補助金は、税制改正に伴う介護保険システムの改修費に対して交付されるものです。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金及び目 2 地域支援事業支援交付金は、第 2 号被保険者の保険料であり、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費等に対して定率で交付されるものです。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金は、介護給

付費に対する県の負担金であり、項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に対して、目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、包括的支援事業及び任意事業に対する県の交付金です。

款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金の運用利子収入です。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、介護給付費に対する繰入であり、目 2 地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する繰入です。

306 ページをお願いいたします。

目 3 地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、包括的支援事業及び任意事業に対する繰入です。

目 4 その他一般会計繰入金は、職員給与費や管理運営に係る事務経費に対する繰入です。

目 5 低所得者保険料軽減負担金繰入金は、所得の少ない第 1 号被保険者の保険料の一部を負担するための繰入です。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費

準備基金の一部を繰り入れるものです。

款 8 繰越金は、令和 7 年度の決算剰余金を受け入れるものです。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金、節 1 加算金・返納金延滞金は、保険給付の不正請求に係る加算金等であり、節 2 保険料延滞金は、納期限までに保険料の納付がなかった被保険者に係る延滞金です。

項 2 貸付金元利収入は、高額介護サービス費等貸付金に係る元金収入です。

項 3 雑入、目 1 第三者納付金は、交通事故等の事由で保険給付を行った後に、本来の負担義務者である加害者や保険会社等から保険給付費相当額を受け入れるものです。

目 2 返納金は、保険給付の不当利得等相当額の返還を受け入れるものです。

目 3 保険料等未還付金戻入は、過払いなどの理由で返金されるべき保険料等の費用が発生した場合に計上するものです。

目 4 雑入、節 1 雑入は、介護保険認定資料の写しの交付に係る収入であり、節 2 デジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システム標準化に係る経費のうち、補助対象経費に対して交付されるものです。

歳入合計は345億6千800万円です。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

308ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険の管理運営に係る各種帳票類印刷・封入委託、共同電算処理手数料等の事務経費です。

目2連合会負担金は、滋賀県国民健康保険団体連合会への事務手数料や保険者支援システムの運用に対する負担金です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、第1号被保険者に対する保険料の賦課及び徴収に係る決定通知書や納付書の印刷及び郵送料等の経費です。

項3認定審査会費、目1認定審査会費は、介護サービスの利用に必要な要介護度の審査判定を行う認定審査会の委員報酬、審査判定に必要な主治医意見書の作成手数料、認定調査の委託料や認定調査員の人件費等、認定審査会の運営及び認定調査に係る経費です。

310ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス諸費、目1介護サービス諸費は、要介護に認定された方の介護サービスの保険給付費として、サ

ービス種別ごとに計上しております。

項2 介護予防サービス諸費、目1 介護予防サービス諸費は、要支援に認定された方の介護予防サービスの保険給付費として、サービス種別ごとに計上しております。

項3 高額介護サービス費、目1 高額介護サービス費及び目2 高額介護予防サービス費は、介護サービスや介護予防サービスの利用者負担が高額になった場合、目3 高額医療合算介護サービス費及び目4 高額医療合算介護予防サービス費は、介護保険と医療保険の利用者負担の合計が高額になった場合に、所得に応じて定められた上限額を超えた部分について負担額の軽減を図るための保険給付費です。

項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費及び目2 特定入所者介護予防サービス費は、介護保険施設に入所した場合等に自己負担となる食費や居住費について、所得要件及び資産要件の両方を満たす方を対象にその一部を給付するものです。

項5 その他諸費は、保険給付費の審査支払事務に対する経費です。

3 1 2 ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、

目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄 1 の介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスに係る経費です。

説明欄 2 の高額介護予防サービス費相当事業費及び、説明欄 3 の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担額が一定額を超えた場合の給付に係る経費です。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄 1 の介護予防ケアマネジメント計画費は、介護予防・生活支援サービス事業の利用者のケアプラン作成に係る経費です。

目 3 一般介護予防事業費は、介護予防の普及・啓発と介護予防活動の支援事業に係る経費です。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、認知症高齢者の損害賠償保険に加入する経費、認知症初期集中支援チームに係る経費のほか、在宅医療・介護連携推進事業に係る経費です。前年度と比べて大幅な減額となっているのは、令和 8 年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、地域包括支援センターの運営事業費等を一般会計に移行したことによるものです。

3 1 4 ページをお願いいたします。

目 2 任意事業費は、家族介護者や成年後見制度利用等の支援に係る経費です。

項 3 その他諸費は、地域支援事業費の審査支払事務に対する経費です。

款 4 予備費は、保険給付費に不足が生じた場合の予備費を計上するものです。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 高額介護サービス費貸付金は、介護サービスの利用者負担が高額になり、支払いが困難な方に対する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費相当分の貸付金です。

目 2 償還金は、介護給付費及び地域支援事業費の前年度実績に基づく国・県等の負担金の精算等による返還金です。

項 2 延滞金は、保険給付費等の支払いに係る遅延延滞金です。

項 3 繰出金、目 1 一般会計繰出金は、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金です。

歳出合計は、3 4 5 億 6 千 8 0 0 万円です。

以上、議案第 7 号、令和 8 年度大津市介護保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。